

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令）と新潟市条例対照表

省 令	条 例	備 考
<p>平成26年厚生労働省令第63号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (趣旨) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 (1) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の規定による基準 (2) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの 2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、</p>	<p>平成26年新潟市条例第63号 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	

省令	条例	備考
<p>かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>		
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るく<u>て</u>、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 <u>この</u>条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、<u>市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）</u>が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、<u>心身ともに</u>健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>省令第1条第2項の利用者の定義と同様とする</p> <p>誤った印象を持たれる可能性のある表現を削除</p>
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 <u>市長は、新潟市社会福祉審議会条例(平成12年新潟市条例第4号)第1条の規定により設置される新潟市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように</u>勧告することができる。</p> <p>2 <u>市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</u></p>	

省令	条例	備考
<p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	<p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならぬ。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会との交流及び連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、児童、児童の保護者及び小学校その他の地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	小学校をはじめ地域社会との連携の重要性を強調 子ども視点を大切にするため、児童への説明義務も持たせ、児童の人格尊重を具体化

省令	条例	備考
<p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>7 放課後児童健全育成事業者は、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならない。</p>	暴力団排除に関する市の全体的な方針を踏まえ追加
<p>（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に対する具体的計画</u>を立て、これに対する不断の注意<u>と</u>訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</p>	<p>（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業者は、<u>軽便</u>消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に<u>対して</u>必要な設備を設けるとともに、<u>想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた</u>具体的計画を立て、これに対する不断の注意<u>及び</u>訓練をするよう<u>に</u>努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会と非常災害時における連携及び協力関係を構築するように努めなければならない。</p>	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号以下「児童福祉施設基準条例」という）に倣う

省令	条例	備考
	<p style="color: red;">4 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する具体的計画を、放課後児童健全育成事業者の職員並びに利用者及びその保護者に周知しなければならない。</p>	前項と同じ
(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件) 第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件) 第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、 健全な心身を有し 、豊かな人間性 及び 倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	誤った印象を持たれる可能性のある表現を削除
(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
(設備の基準) 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備の基準) 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（ 専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く。 以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	5/30の国の省令解釈助言通知を受け、具体的に明記

省令	条例	備考
<p>2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならぬ。</p>	<p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項の規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	
<p>（職員）</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）保育士の資格を有する者</p> <p>（2）社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者であって、放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるものという。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）保育士となる資格を有する者</p> <p>（2）社会福祉士となる資格を有する者</p>	質の向上を図る観点から、補助員は3年以内に支援員となることが見込まれるものとする

省 令	条 例	備考
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u>	(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項第3号に規定する文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u>	
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	
(5) 学校教育法 <u>の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u>	(5) 学校教育法 <u>に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に規定する大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u>	
(6) 学校教育法 <u>の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</u>	(6) 学校教育法 <u>に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</u>	

省令	条例	備考
<p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、<u>市町村長が</u>適當と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、<u>市長が</u>適當と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、<u>利用者の安全管理等を十分に行うことができる場合</u>その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	5/30の国の省令解釈助言通知を受け、具体的に明記
<p>(利用者を平等に取り扱う原則)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>(利用者を平等に取り扱う原則)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条、<u>性別</u>、社会的身分、<u>障がいの有無又は利用に要する費用を負担するか否か</u>によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	人権教育・啓発に関する市の全体的な方針を踏まえ追加

省 令	条 例	備考
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第3条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第3条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
(衛生管理等) 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	(衛生管理等) 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	
(運営規程) 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	(運営規程) 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	

省 令	条 例	備考
<p>(5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>(5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項</p>	
<p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者との処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者との処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。</p>	
<p>(秘密保持等) 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(秘密保持等) 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	児童福祉施設基準条例に倣う

省 令	条 例	備考
<p>(苦情への対応)</p> <p>第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口<u>を設置する等</u>の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、<u>市町村</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口<u>の設置その他</u>の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、<u>市からの</u>指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	
<p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、<u>当該事業所ごとに定める</u>。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	<p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>それぞれ</u>当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況<u>等</u>を考慮して、<u>放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならぬ</u>。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	

省令	条例	備考
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開設する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、 <u>当該事業所ごとに定める。</u>	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、 <u>放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。</u>	
(保護者との連絡) 第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	(保護者との連絡) 第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
(関係機関との連携) 第20条 放課後児童健全育成事業者は、 <u>市町村</u> 、児童福祉施設、利用者の通学する小学校 <u>等</u> 関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たなければならない。	(関係機関との連携) 第20条 放課後児童健全育成事業者は、 <u>市</u> 、児童福祉施設 <u>(法第7 条第1号に規定する児童福祉施設をいう。)及び</u> 利用者の通学する小学校 <u>並びに必要に応じ児童相談所、児童委員その他の関係機関</u> と密接に連携して利用者の支援に当たなければならない。	児童福祉施設基準 条例に倣う
(事故発生時の対応) 第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、 <u>市町村</u> 、 <u>当該利用者の保護者等</u> に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	(事故防止対策と事故発生時の対応) 第21条 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供による事故の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u>	5/30の国の省令解釈助言通知を受け、その他留意すべきとされた事項を参考に追加

省 令	条 例	備考
2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の保護者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	第1項と同じ
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間は、第9条第2項の規定は適用しないこととすることができる。</p>	基準を満たさない施設が現にあるための経過措置を設ける

省 令	条 例	備 考
	<p>3 施行日に補助員となった者に係る第10条の第2項の規定の適用については、同項中「放課後児童健全育成事業に従事した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。</p> <p>4 施行日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	第10条第2項の規定追加に合わせ、経過措置を追加